

鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、鳥取市補助金等交付規則(昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、社会福祉法人等が自ら運営する相談支援事業所等に新規又は追加で相談支援専門員を配置する場合に生じると見込まれる経費の一部を支援することで、当該相談支援事業所等が担当する障がい児者を増やし、市内の障がい児者等が円滑に障害福祉サービスを利用できるようにすることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 相談支援専門員 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年厚生労働省告示第227号)に掲げる者とし、常勤かつ専従の職員をいう。ただし、指定計画相談支援等の業務に支障がない場合であって、当該相談支援事業所等の管理者又は指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所の業務と兼務するときについてのみ兼務を認める。
- (2) 相談支援事業所等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20に規定する指定を受けた特定相談支援事業所及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28に規定する指定を受けた障害児相談支援事業所をいう。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、鳥取県障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業補助金交付要綱(令和4年6月10日付け第202200029391号鳥取県福祉保健部長通知)及び鳥取県障がい福祉サービス利用コーディネート機能強化事業実施要綱(令和4年6月10日付け第202200029392号鳥取県福祉保健部長通知)に基づく別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を行う別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費に同表第4欄に定める率を乗じて得た額(10円未満の端数については、これを切り捨てる。)と同表第5欄に掲げる額のいずれか低い額で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 前項の書類には、補助対象事業の実施により配置する相談支援専門員に係る人件費（基本給及びこれに伴って発生する法定福利費に限る。）の見込額の算出の根拠がわかる書類を添付するものとする。

（交付決定の時期）

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、市長がその財源に充当する県の補助金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）本補助金の増額

（2）本補助金の2割を超える減額

（着手届の提出）

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定する市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号、様式第2号及び様式第4号によるものとする。

（事業の現況報告）

第12条 補助対象者は、補助対象事業を開始した日から起算して、3年間にわたり、1年を経過する日ごとに、その日から20日を経過する日までに様式第3号により、市に補助対象事業の現況を報告しなければならない。なお、当該報告には、様式第4号を添付するものとする。

（補助金の返還）

第13条 第11条又は第12条の規定による報告の結果補助対象者が別表第6欄に掲げる補助要件を満たしていないと認められる場合は、市は、補助対象者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額	6 補助要件
<p>(1) 相談支援事業所等の新規開設事業 相談支援事業所等を新規に開設するために相談支援専門員を新たに1人配置し、担当する障がい児者を増加させる事業</p>	<p>市内に所在し、事業を実施する社会福祉法人等</p>	<p>補助対象事業の実施により配置する相談支援専門員に係る人件費（基本給及びこれに伴って発生する法定福利費に限る。）</p>	<p>10分の10</p>	<p>1件当たり 1,000千円</p>	<p>(1) 配置している相談支援専門員を別の相談支援事業所等に配置しなおすもの、退職する相談支援専門員の補充（事業開始時から遡って1年以内に職員の退職等により相談支援専門員の配置数が減になっている場合でその減を補う配置）を行うもの、配置している非常勤の相談支援専門員を常勤に転じるものその他の実質的に相談支援専門員を配置し、又は増員しているとは認められないものでないこと。 (2) 補助事業を開始した日から起算して3年が経過する日までの間、継続的に当該補助事業を実施しなければならないこと（補助事業者の都合によらない、真にやむを得ない理由によりその継続が困難となった場合を除く。）。 (3) 相談支援事業所等において、次のアからウまでに掲げる要件を全て満たすものであること。 ア 補助対象事業を開始した日の属する年度において、担当する障がい児者数を40人以上増加させること。 イ 鳥取市地域自立支援協議会及び市が開催又は案内する研修に積極的に参加するよう努めること。 ウ 支援が困難な事例に係る障がい児者についても積極的に受け入れるよう努めること。</p>
<p>(2) 相談支援専門員の追加配置事業 既設の相談支援事業所等において相談支援専門員を1人増員し、担当する障がい児者を増加させる事業</p>					